

松 山 大 学 論 集  
第 27 卷 第 4 - 1 号 抜 刷  
2 0 1 5 年 10 月 発 行

## フランスにおける連結持分比率増減の会計処理

村 上 宏 之

# フランスにおける連結持分比率増減の会計処理

村 上 宏 之

## I はじめに

フランスにおいては、EU（ヨーロッパ連合）で指定されている IFRS（国際財務報告基準）に準拠した連結決算書（comptes consolidés）（連結財務諸表（états financiers consolidés））の作成は、規制市場（Euronext Paris）に上場している企業については強制されているが、規制市場に上場していない企業（非上場企業）については任意である。当該 IFRS に準拠した連結決算書の作成を選択しない非上場企業には、フランス商法および CRC（会計規制委員会、現 ANC（会計基準審議会））規則第 99-02 号が適用される。

フランスの非上場企業が連結決算書を作成するときには、①排他的支配（contrôle exclusif）下に存する企業（子企業）については全部連結（intégration globale）、②共同支配（contrôle conjoint）下に存する企業（共同支配企業）については比例連結（intégration proportionnelle）および③重要な影響力（influence notable）下に存する企業（関連企業）については持分法適用（mise en équivalence）の 3 つの連結方法が用いられる（商法・法第 233 条の 18 および商法・規則第 233 条の 3 並びに CRC 規則第 99-02 号第 110 項）。全部連結においては、子企業の株式（持分）の帳簿価額は当該子企業の自己資本を構成する資産および負債のすべてに置き換えられる（商法・規則第 233 条の 3）。比例連結においては、共同支配企業の株式の帳簿価額は当該共同支配企業の自己資本を構成する資産および負債に対する共同支配投資企業の持分を表す部分に置き換えられる（商法・規則第 233 条の 3）。持分法適用においては、被投資企業の株式の帳簿

価額は当該被投資企業の自己資本に対してその株式が表す持分に置き換えられる（商法・規則第233条の3並びにCRC規則第99-02号第291項）。

本稿は、IFRSに準拠した連結決算書を作成することを選択しないフランスの非上場企業がフランス会計基準に準拠して連結決算書を作成するときの持分比率の増加およびその減少の会計処理に関して、フランス会計基準の現状とその特徴を明らかにしようとするものである。

## Ⅱ 持分比率の増加の会計処理

### 1 連結方法の変更を伴わない持分比率の増加

連結方法の変更を伴わない親企業（投資企業）の所有する持分比率の増加に関する会計処理は他の企業が(1)全部連結、(2)比例連結、(3)持分法適用のうちどの連結方法によって連結されているかに応じて異なるので、当該持分比率の増加に関する会計処理を(1)全部連結の継続、(2)比例連結の継続および(3)持分法適用の継続に区分して考察してみよう。

#### (1) 全部連結の継続

株式の追加取得に伴い従前に全部連結されている企業（全部連結子企業）に対する持分比率が増加する場合には、排他的支配獲得日において識別、決定された当該企業の資産および負債の評価の見直しは行われぬ。株式の追加取得により生じる消去差額は、全額、のれん（*écart d'acquisition*）として処理される（CRC規則第99-02号第230項）。また、企業集団の構成員ではない株主（社員）が存在する場合に、株主の不均等引受による排他的支配下に存する全部連結子企業の資本の増加が持分比率の増加となるときには、当該資本の増加は株式の一部取得と同一に扱われ、のれんが認識される（CRC規則第99-02号第2320項）。したがって、株式の追加取得（並びに不均等引受による資本増加）に伴う持分比率の増加前には発見されていなかった資産価値の減損（*perte de valeur*）という例外的な場合を除いて、排他的支配獲得日と株式の追加取得日との間の全部連結子企業の資産および負債の公正価値（*juste valeur*）の変動は

考慮されない<sup>1)</sup>。また、当該子企業の自己資本は、追加取得株式を考慮した持分比率に基づいて、親企業持分（企業集団持分）（part du groupe）と少数株主持分（非支配株主持分）（intérêts minoritaires）とに配分される<sup>2)</sup>。

#### (a) 追加のれんの算定

排他的支配獲得日において行われた全部連結子企業の識別可能資産および負債（actifs et passifs identifiables）の評価を株式の追加取得日に見直さないことから、追加のれん（追加取得持分に係るのれん）は、①追加取得日における追加取得株式の取得原価（coût d'acquisition）（追加投資額）と②追加取得日において当該株式が表す全部連結子企業自己資本（排他的支配獲得日において算定された評価差額（écart d'évaluation）の当該追加取得日における未実現額を含む）に対する持分との差額として算定されなければならない<sup>3)</sup>。なお、追加取得株式の取得原価は、売却企業に引き渡される対価の公正価値プラス取得に直接要した支出額の税金控除後の額である（CRC 規則第 99-02 号第 221 項、第 222 項および第 294 項<sup>4)</sup>）。また、追加のれんの算定のために用いられる全部連結子企業自己資本に対する追加取得持分は、少数株主から購入したものとみなし、減額する少数株主持分の連結帳簿価額（valeur comptable consolidée）に等しい<sup>5)</sup>。

のれんが負として生じる場合には、追加取得株式の取得原価は全部連結子企業識別可能資産および負債の連結帳簿価額に対して当該株式が表す持分を下回っている。このとき、全部連結子企業の資産の連結帳簿価額を再検討して、減損損失（dépréciation）が計上されうる（CRC 規則第 99-02 号第 230 項）。したがって、株式の追加取得日における全部連結子企業の自己資本に基づいて算定されるのれんが負のときには、①当該子企業の識別可能資産の連結帳簿価額を再検討し、必要な場合には減損処理を行い、②その資産の減損処理額だけ減少された当該子企業の自己資本に基づいて、のれんの再算定が行われなければならない<sup>6)</sup>。

#### (b) 追加のれんの会計処理

正ののれん（écart d'acquisition positif）は、最初の連結日に生じた正ののれ

んに適用される会計処理の原則および手続きと同一の会計処理の原則および手続きによって処理される（CRC 規則第 99-02 号第 230 項および第 2113 項）。したがって、正ののれんは、計画に基づいて、株式の追加取得のときに用いられる前提および文書で定められた目的を可能な限り合理的に反映する期間にわたって償却されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 21130 項）。

負ののれん（*écart d'acquisition négatif*）は、最初の連結日に生じた正ののれんから控除されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 230 項）。この控除の後、正ののれんが残る場合には、上述のように会計処理される<sup>7)</sup>。これに対して、負ののれんが残る場合には、当該負ののれんは、①連結貸借対照表（*bilan consolidé*）において連結自己資本以外の貸方（*passif*）に表示され、②計画に基づいて、株式の追加取得のときに用いられる前提および文書で定められた目的を反映する期間にわたって損益に振り替えられなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 230 項）。

### (c) 識別可能資産および負債の連結帳簿価額

株式の追加取得日における全部連結子企業の識別可能資産および負債の連結帳簿価額は、親企業の持分比率にかかわらず、排他的支配獲得日において算定された評価差額の当該追加取得日における未実現額に対する少数株主持分を含んでいる。したがって、親企業の持分比率の増加は当該識別可能資産および負債の連結帳簿価額に影響を及ぼさない<sup>8)</sup>ので、全部連結子企業自己資本に対する追加取得持分は購入した少数株主持分の連結帳簿価額に等しい<sup>8)</sup>。

### (2) 比例連結の継続

全部連結に関して定められている連結の一般規則は、比例連結に関する特別規定を除いて、比例連結される企業（比例連結共同支配企業）の自己資本および損益を評価するために適用される（CRC 規則第 99-02 号第 280 項）。つまり、株式の追加取得に伴い従前に比例連結されている共同支配企業に対する持分比率が増加しても当該企業が引き続き比例連結される場合には、株式の追加取得に伴い従前に全部連結されている子企業に対する持分比率が増加する場合と同

一の会計処理の原則および手続きが適用されなければならない。したがって、株式の追加取得に伴い持分比率が増加しても比例連結が継続される場合には、共同支配獲得日において識別、決定された当該共同支配企業の資産および負債の評価の見直しは行われず、株式の追加取得により生じる消去差額の全額はのれんとして処理される。それにもかかわらず、比例連結は共同支配企業に対する持分比率に基づいて当該共同支配企業の資産および負債を連結貸借対照表に組み入れることとなるので、持分比率の増加によって、連結貸借対照表に計上される当該共同支配企業の資産および負債の連結帳簿価額が増加する<sup>9)</sup>。

### (3) 持分法適用の継続

株式の追加取得に伴い従前に持分法を適用されている企業（関連企業並びに非全部連結子企業および非比例連結共同支配企業）に対する持分比率が増加しても当該企業が引き続き持分法の適用によって連結される場合には、持分法適用株式の価値および場合によってはのれんの額は修正される（CRC 規則第 99-02 号第 294 項）。また、企業集団の構成員ではない株主が存在する場合に、株主の不均等引受による持分法適用企業の資本の増加が持分比率の増加となるときには、当該資本の増加は株式の一部取得と同一に扱われ、のれんが認識される（CRC 規則第 99-02 号第 294 項）。したがって、株式の追加取得に伴い持分比率が増加しても持分法適用が継続される場合には、持分法適用企業に対する持分比率の増加取引ごとに、株式の追加取得日において算定される当該持分法適用企業の識別可能資産および負債の公正価値に基づいて、投資企業の所有する全持分の再評価（réévaluation）が強制される<sup>10)</sup>。

#### (a) 追加のれんの算定

株式の追加取得（並びに不均等引受による資本増加）に伴い持分法適用企業に対する持分比率が増加するとき、追加取得株式への持分法の適用は、最初の連結日に適用される会計処理の原則および手続きと同一の会計処理の原則および手続きによって行われる（CRC 規則第 99-02 号第 294 項）。株式の追加取得に伴い持分法適用企業に対する持分比率が増加するときに生じる追加のれん

は、①追加取得日における追加取得株式の取得原価と②追加取得日における持分法適用企業識別可能資産および負債の公正価値に対して当該株式が表す持分との差額として算定されなければならない<sup>1)</sup>

#### (b) 追加のれんの会計処理

株式の追加取得に伴い持分法適用企業に対する持分比率が増加するときに生じる追加のれんは、最初の連結日に生じたのれんに適用される会計処理の原則および手続きと同一の会計処理の原則および手続きによって処理されなければならない（CRC 規則第99-02号第294項および第2113項）。

#### (c) 持分の再評価

株式の追加取得に伴い持分法適用企業に対する持分比率が増加するときには、株式の追加取得日における公正価値に基づいて、従前に所有されている持分法適用企業自己資本に対する持分の再評価が行われなければならない。再評価差額（*écart de réévaluation*）は、連結自己資本（連結剰余金<sup>12)</sup>）に直接計上されなければならない（CRC 規則第99-02号第294項）。

持分法適用株式の価値は、当該株式の追加取得日において算定された持分法適用企業識別可能資産および負債の公正価値に対する投資企業の全持分額と一致する<sup>13)</sup>。なお、従前に所有されている持分の再評価額が持分法適用株式の連結帳簿価値を下回る場合には、この「負の再評価差額」（*réévaluation négative*）は当該事業年度の費用として計上されなければならない<sup>14)</sup>。

## 2 連結方法の変更を伴う持分比率の増加

連結方法の変更を伴う親企業（投資企業）の所有する持分比率の増加に関する会計処理を(1)持分法適用から全部連結への移行、(2)持分法適用から比例連結への移行および(3)比例連結から全部連結への移行に区分して考察してみよう。

### (1) 持分法適用から全部連結への移行

株式の追加取得（並びに不均等引受による資本増加）に伴い持分比率が増加して持分法適用企業から全部連結子企業へ移行する場合には、追加取得持分並びに追加評価差額は、排他的支配獲得日において算定される全部連結子企業の

識別可能資産および負債の公正価値に基づいて算定される。この場合、従前から所有されている持分は、全面時価評価法（*méthode de réestimation totale*）に基づいて評価される（CRC 規則第 99-02 号第 294 項および第 221 項）<sup>15)</sup> 全部連結方法は、排他的支配獲得日から適用されなければならない<sup>16)</sup>

#### (a) 追加のれんの算定

従前の持分法適用企業に対する排他的支配の獲得に係る追加のれんは、①追加取得日における追加取得株式の取得原価と②追加取得日における全部連結子企業識別可能資産および負債の公正価値に対して当該株式が表す持分との差額として算定されなければならない<sup>17)</sup>

#### (b) 追加のれんの会計処理

追加のれんは、全部連結による最初の連結日に生じたのれんに適用される会計処理の原則および手続きと同一の会計処理の原則および手続きによって処理されなければならない。したがって、当該追加のれんは、計画に基づいて、株式の追加取得のときに用いられる前提および文書で定められた目的を合理的に反映する期間にわたって処理されなければならない<sup>18)</sup>

#### (c) 識別可能資産および負債の取得原価

全部連結される子企業の識別可能資産および負債の取得原価の算定には一括取得による排他的支配獲得の場合と同一の算定方法が適用される<sup>19)</sup> ことから、当該識別可能資産および負債は、排他的支配獲得日における公正価値によって連結貸借対照表に計上される。したがって、これは次のこととなる<sup>20)</sup>

- ① 従前に持分法によって連結されていた企業の自己資本に対する持分が全面時価評価法に基づいて再評価され、生じる再評価差額は連結剰余金に直接計上されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 221 項）（負の再評価差額を除く）。
- ② 少数株主持分の価値は、排他的支配獲得日における全部連結子企業識別可能資産および負債の公正価値に対する少数株主の持分額と一致する。



#### (d) 連結損益計算書の表示

当該事業年度中に排他的支配を獲得されて持分法適用から全部連結へ移行した企業が存する場合には、当該企業の全部連結方法適用期間の収益および費用のみが連結損益計算書 (compte de résultat consolidé) に組み入れられ、損益は連結決算日における持分比率に基づいて親企業持分と少数株主持分とに配分される。これに対して、持分法適用期間において投資企業 (親企業) に帰属する損益は「持分法による投資損益」(Quote-part dans les résultats des entreprises mises en équivalence) として計上される<sup>21)</sup>

#### (2) 持分法適用から比例連結への移行

株式の追加取得に伴い持分比率が増加して持分法適用企業から比例連結共同支配企業へ移行する場合には、比例連結共同支配企業に対する直接的少数株主持分 (intérêts minoritaires directs) および直接的少数株主損益 (intérêts minoritaires directs) を連結貸借対照表および連結損益計算書において認識しない点を除いて、株式の追加取得に伴い持分比率が増加して持分法適用企業から全部連結子企業へ移行する場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用される (CRC 規則第 99-02 号第 294 項)<sup>22)</sup>

#### (3) 比例連結から全部連結への移行

株式の追加取得に伴い持分比率が増加して比例連結共同支配企業から全部連結子企業へ移行する場合には、株式の追加取得に伴い持分比率が増加して持分法適用企業から全部連結子企業へ移行する場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用される (CRC 規則第 99-02 号第 222 項)。したがって、これは次のこととなる<sup>23)</sup>

- ① 追加のれんは、排他的支配獲得日における公正価値に基づいて算定されなければならない。
- ② 従前に比例連結されていた共同支配企業の自己資本に対する持分が再評価され、生じる再評価差額は連結剰余金に直接計上されなければならない (負の再評価差額を除く)。

- ③ 少数株主持分は、排他的支配獲得日における全部連結子企業の識別可能資産および負債の公正価値に基づいて算定されなければならない。

#### (4) 連結決算書附属説明書記載事項

連結決算書附属説明書 (annexe des comptes consolidés) (連結注記表) には、特に、次の事項が記載されなければならない (CRC 規則第 99-02 号第 214 項、第 25 項、第 282 項、第 295 項および第 423 項)。

- ① 持分比率の増加が連結貸借対照表および連結キャッシュ・フロー計算書 (tableau des flux de trésorerie consolidé ; tableau de financement consolidé) のすべての項目並びに連結損益計算書の連結純損益に及ぼす重要な影響に関する情報
- ② 連結の範囲の変更が当該事業年度の期首に行われたかのように記載して、当該事業年度の連結売上高および連結純損益に関する見積情報 (informations pro forma)
- ③ 当該事業年度の連結決算日後、連結決算書作成日 (date d'arrêté) 以前に追加取得された株式の取得原価に関する重要な情報

### Ⅲ 持分比率の減少の会計処理

親企業 (投資企業) の所有する持分比率の減少に関して、ここでは、支配 (排他的支配および共同支配) または重要な影響力を喪失しないという観点に限定して、連結方法の変更を伴わない持分比率の減少と連結方法の変更を伴う持分比率の減少を取り上げたい。

#### 1 連結方法の変更を伴わない持分比率の減少

連結方法の変更を伴わない親企業 (投資企業) の所有する持分比率の減少に関する会計処理を(1)全部連結の継続、(2)比例連結の継続および(3)持分法適用の継続に区分して考察してみよう。

##### (1) 全部連結の継続

株式の一部売却に伴い持分比率が減少しても子企業が引き続き全部連結され

る場合には、連結売却損益 (*résultat de cession*) を算定するために、行われる株式の売却に応じて、売却損益 (*plus ou moins-value*) の算定基礎となるすべての要素 (のれんおよび換算差額 (為替換算調整勘定) (*écart de conversion*) に対する持分を含む) が考慮されなければならない (CRC 規則第 99-02 号第 23110 項)。また、企業集団の構成員ではない株主が存在する場合に、株主の不均等引受による排他的支配下に存する全部連結子企業の資本の増加が持分比率の減少となるときには、当該資本の増加は株式の一部売却と同一に扱われ、連結売却損益が認識される (CRC 規則第 99-02 号第 2320 項)。

持分比率の減少を伴う株式の一部売却 (並びに不均等引受による資本増加) による連結売却損益は、①売却日における売却株式の売却価格と②売却日における全部連結子企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値 (*dernière valeur en consolidation*) との差額として算定されなければならない。なお、株式の売却価格は、売却企業が受け取る対価の公正価値と一致する。また、全部連結子企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値は、株式売却日における売却株式に対応する全部連結子企業自己資本持分 (自己資本には、当該事業年度の株式売却日以前の損益を含む)、売却株式に対応するのれん未償却額および売却株式に対応する換算差額の合計額に等しい<sup>24)</sup> 株式の売却日において連結自己資本に計上されている換算差額のうち売却株式対応分は、当該株式の売却事業年度の損益として戻し入れられる (CRC 規則第 99-02 号第 32011 項)。

株式の売却損益は、それが実現するときに (CRC 規則第 99-02 号第 23101 項)、すなわち、株式の売却日<sup>25)</sup> に計上されなければならない。しかし、売却損が発生する可能性が高いときには、引当経理されなければならない (CRC 規則第 99-02 号第 23101 項)。また、所有株式の減損に備えて、引当金が追加計上されうる<sup>26)</sup>

なお、上述の会計処理の原則および手続きは、(a)短期間のうちの再取得のために支配の喪失のない株式の一時売却および(b)被支配企業の株式に係る購入選択権または引受選択権の場合には適用されない<sup>27)</sup>

**(a) 短期間のうちの再取得のために支配の喪失のない株式の一時売却**

短期間のうちに再取得 (rachat) を行うために支配を喪失することのない連結企業株式の一時売却は、当該株式を一時的に売却する企業の決算日において、連結決算書の作成に影響を及ぼしてはならない (CRC 規則第 99-02 号第 1021 項)。

当該一時売却の要件として、次の2つを挙げることができる<sup>28)</sup>

- ① 株式の売却と再取得が同一事業年度に行われること、または、株式の再取得が当該株式を売却した事業年度の連結決算日後、連結決算書作成日以前に行われること。このときには、当該取引は一時売却とみなされる。
- ② 株式の再取得が当該株式を売却した事業年度の連結決算書作成日後に行われる場合には、株式の再取得が短期間において (株式の売却日が属する事業年度の翌事業年度の連結決算日以前に) 予定され、かつ、可能であることが示されうる。このときには、当該取引は一時売却とみなされうる。

これら2要件のうちいずれかが満たされない場合には、当該取引はそれぞれ独立した2取引として処理され、株式の売却取引においては売却損益、再取得取引においてはのれんを計上しなければならない<sup>29)</sup>

短期間のうちに再取得を行うために支配を喪失することのない株式の一時売却は、連結決算書において、次のように処理されなければならない<sup>30)</sup>

- ① 株式を一時売却した企業に対する持分比率は、増減されない。
- ② 株式を一時売却した企業の個別決算書において計上された売却損益は、連結決算書において消去される。
- ③ 一時売却した株式の売却価格を上回る価格で株式を再取得する場合に、当該差額 (excédent) が発生する可能性が高く、かつ、その差額を測定することができるときには、当該差額に対して費用引当金 (provision pour charge) が設定される。当該費用の高い発生可能性については、各連結決算日において、再取得価格の算定基礎となる規準の変化が考慮される。

- ④ 一時売却した株式を企業集団が再取得する場合には、計上されていた費用引当金は再取得価格に応じて修正される。

**(b) 被支配企業の株式に係る購入選択権または引受選択権**

CRC 規則第 99-02 号では、①すでに発行されている株式で資本の増加とならない株式の購入選択権 (options d'achat d'actions) および②資本の増加となる株式の引受選択権 (options d'souscription d'actions) の枠内で従業員に付与される株式が対象とされている<sup>31)</sup>。このような株式購入選択権および株式引受選択権の付与を「ストック・オプション制度」(programme de stock-options) という (CRC 規則第 99-02 号第 272 項)。なお、条件付き資本増加の枠内で付与される株式については、株式引受選択権の枠内で付与される株式と同一の会計処理の原則および手続きによって処理されなければならない。また、発行済株式または未発行株式の無償付与については、ストック・オプション制度において売却される株式と同一の会計処理の原則および手続きによって処理されなければならない<sup>32)</sup>。

従業員への株式付与に係る取引は、次の 3 つの要件をすべて満たさなければならない<sup>33)</sup>。

- ① 付与される株式は、被支配企業の株式であること (CRC 規則第 99-02 号第 272 項)。
- ② 付与される株式は、被支配企業による再取得契約の対象であること。
- ③ 再取得契約はストック・オプション制度に基づくため、株式の付与およびその再取得に係る取引は 1 取引として分析されること。

従業員への株式の付与および当該株式の再取得に係る取引は再取得を伴う一時売却に係る 1 取引として処理されるので、当該取引は、売却と再取得との間の期間にかかわらず、実質的に一時売却とみなされる。したがって、CRC 規則第 99-02 号 (第 272 項) では、次の 3 つの事項が定められている<sup>34)</sup>。

- ① 従業員に付与された株式は、企業集団によって継続所有されているとみなされる。

- ② 従前に従業員に付与された株式を企業集団が再取得するときには、当該株式の売却（付与）前連結帳簿価額と再取得価格との差額はすべて、のれんとしてではなく、費用として処理される（これに対して、従業員に付与される株式がその付与前に少数株主から取得された場合には、当該取得によってのれんが生じる。また、従業員に付与される株式が新たに発行される株式（従業員のために保留された資本増加）である場合には、企業集団の持分比率が増加することとなり、のれんが生じる）。
- ③ 当該費用は、連結決算日において再取得価格の算定基礎となる規準の変化に応じてその発生の可能性が高くなったときには、すなわち、株式の再取得契約が費用を発生させる可能性があり、かつ、選択権が行使される可能性が高いときには、引当経理される。引当金が従前に設定されていなかった場合には、対応するのれんは当該取引が行われた事業年度の費用として処理される。

## (2) 比例連結の継続

全部連結に関して定められている連結の一般規則は、比例連結に関する特別規定を除いて、比例連結される共同支配企業の自己資本および損益を評価するために適用される（CRC 規則第 99-02 号第 280 項）。したがって、株式の一部売却に伴い従前に比例連結されている共同支配企業に対する持分比率が減少しても当該企業が引き続き比例連結される場合には、株式の一部売却に伴い持分比率が減少しても子企業が引き続き全部連結される場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用されなければならない。ただし、比例連結は共同支配企業に対する持分比率に基づいて当該共同支配企業の資産および負債を連結貸借対照表に組み入れることとなるので、持分比率の減少によって、連結貸借対照表に計上される当該共同支配企業の資産および負債の連結帳簿価額が減少する。

## (3) 持分法適用の継続

株式の一部売却に伴い従前に持分法を適用されている企業に対する持分比率

が減少しても当該企業が引き続き持分法の適用によって連結される場合には、持分法適用株式の価値および場合によってはのれんの額は次のように修正される。すなわち、株式の売却取引のときには、連結売却損益は、①売却日における売却株式の売却価格と②売却日における持分法適用企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値（株式売却日における売却株式に対応する持分法適用企業自己資本持分（自己資本には、当該事業年度の株式売却日前の損益を含む）、売却株式に対応するのれん未償却額および売却株式に対応する換算差額の合計額）との差額に等しい（CRC 規則第 99-02 号第 294 項）。また、企業集団の構成員ではない株主が存在する場合に、株主の不均等引受による持分法適用企業の資本の増加が持分比率の減少となるときには、当該資本の増加は株式の一部売却と同一に扱われ、連結売却損益が認識される（CRC 規則第 99-02 号第 294 項）。

## 2 連結方法の変更を伴う持分比率の減少

連結方法の変更を伴う親企業（投資企業）の所有する持分比率の減少に関する会計処理を(1)全部連結から持分法適用への移行、(2)比例連結から持分法適用への移行および(3)全部連結から比例連結への移行に区分して考察してみよう。

### (1) 全部連結から持分法適用への移行

株式の一部売却に伴い持分比率が減少して従前に全部連結されている子企業が持分法を適用される場合には、連結売却損益の算定は、株式の一部売却に伴い持分比率が減少しても子企業が引き続き全部連結される場合と同一の算定手続きによって行われなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 294 項および第 23111 項）<sup>35)</sup>

#### (a) 連結貸借対照表の表示

株式の一部売却に伴い持分比率が減少して全部連結子企業から持分法適用企業へ移行する場合には、当該企業の資産および負債は、排他的支配喪失日（date de perte du contrôle exclusif）すなわち全部連結方法適用停止日（date de arrêt de l'application de l'intégration globale）において、連結貸借対照表に計上されなく

なる。したがって、当該企業への持分法の適用は、連結決算日における連結貸借対照表では次のこととなる<sup>36)</sup>

- ① 持分法適用企業識別可能資産および負債に対する持分は、資産および負債ごとではなくて、「持分法適用株式」(Titre mis en équivalence) という 1 項目で組み入れられなければならない (CRC 規則第 99-02 号第 40 項)。
- ② 残存する所有持分に対応するのれんは、「持分法適用株式」に含めて処理されなければならない。

#### (b) 連結損益計算書の表示

株式の一部売却に伴い持分比率が減少して全部連結子企業から持分法適用企業へ移行する場合には、当該事業年度の連結損益計算書では次のこととなる<sup>37)</sup>

- ① 排他的支配喪失日前に全部連結子企業が実現した収益および費用に対する持分は、収益および費用ごとに全部連結されなければならない。
- ② 排他的支配喪失日以後に持分法適用企業が実現した当期純損益に対する持分は、「持分法による投資損益」として表示されなければならない。

また、翌事業年度の連結損益計算書との比較可能性を確保するために、株式の一部売却に伴い持分比率が減少して全部連結子企業から持分法適用企業へ移行する事業年度の連結損益計算書として、次の表示も認められている<sup>38)</sup>

- ① 「持分法による投資損益」には、当該事業年度の当期純損益に対する所有持分相当額を計上する。
- ② 「売却企業の純損益に対する持分」(Quote-part dans le résultat net des sociétés cédées) という独立項目を設けて、当該項目に、排他的支配喪失日前に全部連結子企業が実現した損益に対する売却持分を計上する。

#### (2) 比例連結から持分法適用への移行

株式の一部売却に伴い持分比率が減少して比例連結共同支配企業から持分法適用企業へ移行する場合には、株式の一部売却に伴い持分比率が減少して全部連結子企業から持分法適用企業へ移行する場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用される (CRC 規則第 99-02 号第 294 項および第 23111 項)。



### (3) 全部連結から比例連結への移行

比例連結において、全部連結との重要な相違は、共同支配企業の資産および負債並びに収益および費用の連結決算書への組み入れが、直接的少数株主持分の認識を行わずに、共同支配投資企業の持分を表す部分に比例してのみ行われることに存する。それにもかかわらず、全部連結に関して定められている連結の一般規則は、比例連結に関する特別規定を除いて、比例連結される共同支配企業の自己資本および損益を評価するために適用される（CRC 規則第 99-02 号第 280 項）。したがって、株式の一部売却に伴い持分比率が減少して全部連結子企業から比例連結共同支配企業に移行する場合には、次のこととなる。

- ① 連結売却損益の算定は、株式の一部売却に伴い持分比率が減少しても子企業が引き続き全部連結される場合と同一の算定手続きによって行われなければならない。
- ② 比例連結では、共同支配企業に対する持分比率に基づいて、当該共同支配企業の資産および負債並びに収益および費用は連結貸借対照表並びに連結損益計算書に組み入れられなければならない。
- ③ 比例連結では、直接的少数株主持分および直接的少数株主損益は連結貸借対照表および連結損益計算書には表示されない。

### (4) 連結決算書附属説明書記載事項

連結決算書附属説明書（連結注記表）には、特に、次の事項が記載されなければならない（CRC 規則第 99-02 号第 214 項、第 25 項、第 282 項、第 295 項および第 423 項）。

- ① 持分比率の減少が連結貸借対照表および連結キャッシュ・フロー計算書のすべての項目並びに連結損益計算書の連結純損益に及ぼす重要な影響に関する情報
- ② 連結の範囲の変更が当該事業年度の期首に行われたかのように記載して、当該事業年度の連結売上高および連結純損益に関する見積情報
- ③ 当該事業年度の連結決算日後、連結決算書作成日以前に一部売却された

## 株式の売却価格に関する重要な情報

## Ⅳ 結びにかえて

IFRS に準拠した連結決算書を作成することを選択しないフランスの非上場企業がフランス会計基準に準拠して連結決算書を作成するときの持分比率の増加およびその減少の会計処理に関して、フランス会計基準の現状とその特徴を要約することで結びにかえたい。

- ① 株式の追加取得に伴い従前に全部連結されている子企業に対する持分比率が増加する場合には、排他的支配獲得日において行われた全部連結子企業の識別可能資産および負債の評価の見直しは行われずに、追加のれんが認識される。負のれんが生じるときには、当該識別可能資産の連結帳簿価額を再検討し、必要な場合には減損処理を行った上で、のれんの再算定が行われなければならない。
- ② 株式の追加取得に伴い従前に比例連結されている共同支配企業に対する持分比率が増加しても当該企業が引き続き比例連結される場合には、株式の追加取得に伴い従前に全部連結されている子企業に対する持分比率が増加する場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用されなければならない。それにもかかわらず、持分比率の増加によって、連結貸借対照表に計上される共同支配企業の資産および負債の連結帳簿価額が増加する。
- ③ 株式の追加取得に伴い従前に持分法を適用されている企業に対する持分比率が増加しても当該企業が引き続き持分法の適用によって連結される場合には、持分法適用企業に対する持分比率の増加取引ごとに、株式の追加取得日において算定される当該持分法適用企業の識別可能資産および負債の公正価値に基づいて、投資企業の所有する全持分（従前に所有されている持分を含む）の再評価が行われる。従前に所有されている持分に係る再評価差額は、連結自己資本に直接計上されなければならない。
- ④ 株式の追加取得に伴い持分比率が増加して持分法適用企業から全部連結

子企業へ移行する場合には、追加のれんは④追加取得日における追加取得株式の取得原価と⑤追加取得日における全部連結子企業識別可能資産および負債の公正価値に対して当該株式が表す持分との差額として算定されなければならない。また、従前に持分法によって連結されていた企業の自己資本に対する持分も全面時価評価法に基づいて公正価値によって再評価され、再評価差額は連結剰余金に直接計上されなければならない。

- ⑤ 株式の追加取得に伴い持分比率が増加して持分法適用企業から比例連結共同支配企業へ移行する場合には、株式の追加取得に伴い持分比率が増加して持分法適用企業から全部連結子企業へ移行する場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用されなければならない。
- ⑥ 株式の追加取得に伴い持分比率が増加して比例連結共同支配企業から全部連結子企業へ移行する場合には、株式の追加取得に伴い持分比率が増加して持分法適用企業から全部連結子企業へ移行する場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用されなければならない。
- ⑦ 株式の一部売却に伴い持分比率が減少しても子企業が引き続き全部連結される場合には、連結売却損益は④売却日における売却株式の売却価格と⑤売却日における全部連結子企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値との差額として算定されなければならない。
- ⑧ 株式の一部売却に伴い従前に比例連結されている共同支配企業に対する持分比率が減少しても当該企業が引き続き比例連結される場合には、株式の一部売却に伴い持分比率が減少しても子企業が引き続き全部連結される場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用されなければならない。
- ⑨ 株式の一部売却に伴い従前に持分法を適用されている企業に対する持分比率が減少しても当該企業が引き続き持分法の適用によって連結される場合には、連結売却損益は④売却日における売却株式の売却価格と⑤売却日における持分法適用企業自己資本に対する売却持分の連結最終価値との差額として算定されなければならない。

- ⑩ 株式の一部売却に伴い持分比率が減少して全部連結子企業から持分法適用企業へ移行する場合には、連結売却損益の算定は、株式の一部売却に伴い持分比率が減少しても子企業が引き続き全部連結される場合と同一の算定手続きによって行われなければならない。支配喪失日以後の連結決算日においては、持分法適用企業識別可能資産および負債に対する持分は連結貸借対照表に「持分法適用株式」として、また、支配喪失日以後の持分法適用企業当期純利益に対する持分は連結損益計算書に「持分法による投資損益」として表示されなければならない。
- ⑪ 株式の一部売却に伴い持分比率が減少して比例連結共同支配企業から持分法適用企業へ移行する場合には、株式の一部売却に伴い持分比率が減少して全部連結子企業から持分法適用企業へ移行する場合と同一の会計処理の原則および手続きが適用されなければならない。
- ⑫ 株式の一部売却に伴い持分比率が減少して全部連結子企業から比例連結共同支配企業に移行する場合には、連結売却損益の算定は、株式の一部売却に伴い持分比率が減少しても子企業が引き続き全部連結される場合と同一の算定手続きによって行われなければならない。

## 注

- 1) Blandin, Anne-Lyse, *Comptes consolidés : Règles françaises 2015*, Francis Lefebvre, Levallois 2015, n° 6212, p. 757.
- 2) *Ibid.*, n° 6213, p. 757.
- 3) *Ibid.*, n° 6215, p. 758.
- 4) Cf. *ibid.*, n°s 6025 et 6026, p. 748.
- 5) *Ibid.*, n° 6223, p. 762.
- 6) *Ibid.*, n° 6217, p. 760.
- 7) *Ibid.*, n° 6221, p. 762.
- 8) *Ibid.*, n° 6223, p. 762.
- 9) *Ibid.*, n° 6231, p. 764.
- 10) *Ibid.*, n° 6237, p. 766.
- 11) *Ibid.*, n° 6240, p. 766.

- 12) *Ibid.*, nº 6242, p. 767.
- 13) *Ibid.*, nº 6245, p. 768.
- 14) *Ibid.*, nº 6243, p. 767.
- 15) Cf. *ibid.*, nº 6264, p. 770.
- 16) *Ibid.*, nº 6267, p. 770.
- 17) *Ibid.*, nº 6268, p. 770.
- 18) *Ibid.*, nº 6269, p. 771.
- 19) *Ibid.*, nº 6270, p. 771.
- 20) *Ibid.*, nº 6271, pp. 771-772.
- 21) *Ibid.*, nº 6277, p. 772.
- 22) Cf. *ibid.*, nº 6287, p. 775.
- 23) *Ibid.*, nº 6296, p. 776.
- 24) *Ibid.*, nº 6586, pp. 799-800.
- 25) Cf. *ibid.*, nº 6587, p. 802.
- 26) *Ibid.*.
- 27) *Ibid.*, nº 6586, p. 800.
- 28) *Ibid.*, nº 6592, p. 803.
- 29) *Ibid.*.
- 30) *Ibid.*, nº 6593, pp. 803-804.
- 31) *Ibid.*, nº 6595, p. 804.
- 32) *Ibid.*, p. 805.
- 33) *Ibid.*, nº 6596, p. 805.
- 34) *Ibid.*, nº 6597, pp. 805-806.
- 35) Cf. *ibid.*, nº 6628, p. 809.
- 36) *Ibid.*, nº 6633, p. 810.
- 37) *Ibid.*, nº 6623, p. 809 et nº 6636, p. 810.
- 38) *Ibid.*, nº 6637, pp. 810-811.